

丸山台中学校

校 長 室 便 り

平成 30 年 4 月 27 日

教 育 の 原 点

丸山台中学校の平成 30 年度が始まりました。新年度です。学校にとってのこの時期はお正月、清々しい気持ちで迎える特別なものです。一人ひとりの生徒に「新」が付きます。「新 3 年生」「新 2 年生」「新 1 年生＝新入生」。この「新」という枕詞も、年度が始まってしばらくすると自然になくなっていきます。しばらく、とは生徒の皆さんが学校生活に慣れ始める頃でしょうか。

今年度は、164 人の「新 1 年生」を迎えて全校生徒 487 人の学校です。輝かしい目をした 487 人の生徒一人ひとりが主役となる丸山台中学校は、創立 37 年目を迎えます。

私は昨年 4 月に着任しました。この 1 年間、生徒・保護者、地域住民や関係機関の皆さん、教職員にのおかげで過ごせた 1 年間でした。さまざまな場面で既に「丸中スタイル」が出来上がっていましたので、それにのっとっての学校運営からは、多くの学びがありました。朝昼夕の挨拶、休み時間は元気に過ごしていても授業開始のチャイムが鳴ると一斉に着席、校内には多くの語らいに花が咲き、笑顔が溢れる生徒の姿に目を細める場面が多かった 1 年でした。今年度もそうあって欲しいと願います。

朝会では、生徒会・委員会や係活動の生徒が中心になって自主的に運営しています。教職員の指導・助言をしっかりと理解して、朝会運営にあたってくれます。聞く生徒も熱心に耳を傾け、生徒間でしっかりと情報伝達が行われる姿が丸山台中学校にはあります。校長の話も、式に限っての実施でした。私はこのスタイルには感心しています。新年度も引き続き生徒の自主性に期待します。

また、配付している学校便りも、教職員が中心となって企画編集発行に携わっています。生徒に直接指導にあたっている教職員の筆致に、読まれる方から「学校や生徒の様子が手に取るように伝わってくる」と好評をいただいております。

しかしながら、保護者や地域の方々から「校長のメッセージが伝わってこない」というご指摘もありました。そこで平成 30 年度は、私からのメッセージとしての校長室便りを不定期にはなりますが、発行していきたいと思っております。校長という観点で、丸山台中学校の様子をお伝えできたらと願っています。よろしくお願いいたします。

さて、平成30年度の1号のテーマを、「教育の原点」にしました。教育の原点とは何か？このテーマは文字を追い続けていくと何か難しい気になるかも知れません。しかし本欄では、決してそういうつもりで書こうとしているわけではありません。

子どもの教育に一義的にあたるのは、子どもの身近にいる大人の責務です。

中学生は義務教育の真ただ中にいます。そこで“義務教育とは”、から書き始めます。義務教育というと、得てして「学齢にある子どもは、教育を受ける義務がある」と思い込んでいる人が多いのが現状です。

確かに、多くの事を学び身につける時期にある子どもたちですから、子ども達自身には学習意識を高くもって日々を過ごして欲しいと思います。

しかしながら、この“義務”は、実は我々大人に課せられているものである事実を法律で確認したいと思います。

日本国憲法 26 条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

学校教育法 16 条（普通教育の義務）

保護者は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

学校教育法 17 条（就学義務）

- 1 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。
- 2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

憲法26条の1では、子ども達、2は大人（保護者、及び学校設置者＝教育委員会と学校）を対象としています。適齢期に学ばせることで、次代を担う子ども達を健全育成する義務を、我々大人は背負っているのです。

しかしながら、何事もそうですが「義務履行」には困難を伴うこともあります。私たち教職員は、保護者のみなさまが抱える困難や悩みにも寄り添いながら、一緒になって子ども達の教育に資したいと願っています。

年度初めにあたり、改めて教育の原点とは何か？を書かせて頂きました。（榎田 卓央）